

証券取引法施行令の改正に伴う業務規程等の一部改正について

平成18年12月12日

株式会社東京証券取引所

当取引所は、「業務規程」等の一部改正を行い、12月13日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）

今回の改正は、証券取引法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第377号）が12月13日に施行されることに伴い、技術的な改正を行うものです。

以 上